

鹿 児 島 県 公 報

平成28年11月25日（金）第3267号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則		規 則	
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則（※）			（建築課取扱い） 1
告 白		示 示	
○保安林の指定予定			（森づくり推進課取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退			（障害福祉課取扱い） 4
○県営土地改良事業の工事の完了（2件）			（農地整備課取扱い） 4
○道路の位置指定			（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4
公 告		公 告	
○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）			（商工政策課取扱い） 4
○開発行為に関する工事の完了公告			（建築課取扱い） 5
○落札者等の公告（2件）			（学校施設課取扱い） 6
			（会計課取扱い） 6
正 誤		正 誤	
○鹿児島県公報第3250号の2（平成28年9月27日付け）の一部訂正（※）			（工業用水課取扱い） 7

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第45号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定に基づく審査（以下この項から第3項までにおいて「審査」という。）をする建築物の加算額の算定については、当該建築物に係る審査をする部分の床面積

第4条第1項第2号ただし書、第3号ただし書及び第4号ただし書、第2項並びに第3項中「構造計算適合性判定を要する」を「審査をする」に改め、同条第4項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改める。

第4条の2中「同条第1項の表3の項」を「同条第1項の表5の項」に改める。

第4条の3第1項第1号中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改める。

第5条中「第1条の3」の次に「、第2条の2」を加える。

第9条第1項中「の仮使用の承認」を「及び第2号の規定による認定」に、「を知事」を「に確認済証、許可通知書又は認定通知書（以下「確認済証等」という。）を添えて知事」に改め、同条第2項中「を知事」を「に確認済証等を添えて知事」に改める。

第10条第1項中「確認等」の次に「又は第7条第1項の承認」を加え、「確認済証，許可通知書，認定通知書」を「確認済証等」に改め，同条第2項中「確認等」の次に「又は第7条第1項の承認」を加える。

第12条の見出し及び同条第1項中「建築物」を「特定建築物」に改め，同条第2項各号列記以外の部分中「年度」の次に「及び当該年度」を，「ごとの」の次に「年度の」を加え，同項各号を次のように改める。

- (1) 政令第16条第1項第1号及び第2号並びに別表1の項に掲げる特定建築物 平成29年度
- (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる特定建築物（別表3の項に掲げるものを除く。）及び同表2の項に掲げる特定建築物 平成30年度
- (3) 別表3の項に掲げる特定建築物 平成29年度
- (4) 政令第16条第1項第4号に掲げる特定建築物 平成28年度
- (5) 政令第16条第1項第5号に掲げる特定建築物 平成28年度

第13条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め，同条第1項を次のように改める。

法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は，政令第16条第1項各号及び別表に掲げる特定建築物に設けた換気設備，排煙設備及び非常用の照明設備（法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けた機械換気設備（共同住宅の住戸に設けた換気設備を除く。）並びに中央管理方式の空気調和設備並びに法第35条の規定による排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置に限る。）とする。

第13条第2項を削り，同条第3項各号を次のように改め，同項を同条第2項とする。

- (1) 政令第16条第3項各号に掲げる特定建築設備等 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 前項に規定する特定建築設備等 毎年6月1日から12月28日まで（省令第6条第1項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告については，前回の報告を行った日の属する年度から起算して3年目ごとの6月1日から12月28日まで）

第13条中第4項を第3項とし，第5項を第4項とし，第6項を第5項とし，同条の次に次の1条を加える。

（工作物の定期報告）

第13条の2 省令第6条の2の2第1項の規定により知事が定める報告の時期は，毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定による検査は，同項の規定による報告の日前60日以内に行わなければならない。

3 省令第6条の2の2第4項に規定する書類は，次の表に掲げるとおりとする。

書類の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺，方位，敷地の境界線及び敷地内における工作物の位置
平面図	縮尺及び方位

4 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める同条第2項第9号の書類の保存期間は，当該書類を受け付けた日から起算して1年間とする。

別表2の項中「旅館，ホテル，病院，診療所，老人ホーム又は」及び「（診療所については患者の収容施設があるものに限る。）」を削り，同表4の項を削る。

別記第1号様式中「第12条第7項」を「第12条第8項」に，「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

別記第1号様式の2中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は，公布の日から施行し，改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第12条，第13条及び別表の規定は，平成28年6月1日から適用する。

（特定建築物に係る経過措置）

2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第16条第1項第4号及び第5号に掲げる特定建築物のうち，この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に現に存するもの（施行日前に改正前の建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）第12

条第2項第4号の規定の適用を受けたものを除く。）であって、平成25年5月31日までに建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに係る新規則第12条第2項第4号及び第5号の規定の適用については、平成29年12月28日までの間は同項第4号及び第5号中「平成28年度」とあるのは、「平成28年度又は平成29年度」とする。

（小荷物専用昇降機及び防火設備に係る経過措置）

- 3 政令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機及び政令第16条第3項第2号に規定する防火設備のうち、施行日に現に存するものであって、平成29年5月31日までに法第7条第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。）又は第7条の2第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに係る最初の報告の時期は、新規則第13条第2項第1号の規定にかかわらず、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（換気設備、排煙設備及び非常用の照明設備に係る経過措置）

- 4 政令第16条第1項各号及び新規則別表に掲げる特定建築物であって、施行日に現に存するもの（施行日前に法第12条第1項及び旧規則第12条第1項の規定により指定されたものを除く。）に設けた特定建築設備等（新規則第13条第1項の特定建築設備等であって、平成28年5月31日までに法第87条の2において準用する法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。次項において同じ。）に係る最初の報告の時期は、新規則第13条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 新規則第12条第2項第1号に掲げる特定建築物に設けた特定建築設備等 平成29年6月1日から同年12月28日まで
- (2) 新規則第12条第2項第2号に掲げる特定建築物に設けた特定建築設備等 平成30年6月1日から同年12月28日まで
- (3) 新規則第12条第2項第4号及び第5号に掲げる特定建築物に設けた特定建築設備等 平成28年6月1日から同年12月28日まで又は平成29年6月1日から同年12月28日まで

- 5 政令第16条第1項各号及び新規則別表に掲げる特定建築物であって、施行日に現に存するもの（施行日前に法第12条第1項及び旧規則第12条第1項の規定により指定されたものに限る。）に設けた特定建築設備等に係る最初の報告の時期は、新規則第13条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に検査済証の交付を受けた特定建築設備等 平成28年6月1日から同年12月28日まで
- (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に検査済証の交付を受けた特定建築設備等 平成29年6月1日から同年12月28日まで
- (3) 平成28年4月1日から同年5月31日までの間に検査済証の交付を受けた特定建築設備等 平成30年6月1日から同年12月28日まで

告 示

鹿児島県告示第1027号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年11月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市吹上町永吉宇山衛守9668番6から9668番10まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1028号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年11月25日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
川内調剤薬局	薩摩川内市若葉町3番20号	平成28年10月31日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1029号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）城久地区第1換地区の工事は、平成26年3月26日に完了した。

平成28年11月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第1030号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）城久地区第2換地区の工事は、平成26年3月26日に完了した。

平成28年11月25日

鹿児島県知事 三反園訓

始良・伊佐地域振興局告示第30号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年11月25日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年11月8日	日置市伊集院町大田7番地 株式会社ウエダ開発 代表取締役 植田利一	始良市加治木町木田字川原田5344番1	32.83	5.04

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に

より鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年11月25日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成28年11月25日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ鹿児島

鹿児島市中央町1番地1 外7筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成28年6月20日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

工事中において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずるよう努めること。

(2) 駐車・駐輪場について

ア 附置義務による自転車等駐車場の変更届出が提出されているので、変更・完成時はすみやかに届出を行うこと。

イ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。

ウ 利用者にわかりやすいよう、駐輪場の案内表示等行うこと。

エ 利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 建築行為について

建築行為を行う際には、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。

(4) その他

ア 従業員や店舗利用者へ公共交通の利用を促すよう努めること。

イ 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

.....
大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年11月25日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成28年11月25日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ南栄

鹿児島市南栄一丁目11番1

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成28年6月21日

3 意見の概要

今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

.....
開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年11月25日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（2工区）
出水市緑町1番の一部，2番1の一部及び19番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
出水市緑町1番3号
出水市長 渋谷俊彦

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年11月25日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
県立学校で使用するパソコンの賃貸借 274台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県教育庁学校施設課企画助成係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年9月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
77,917,032円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年8月12日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年11月25日

鹿児島県警察本部長 河野真

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 569式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年10月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社九州支店
福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額
83,656,800円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年8月19日

正 誤

平成28年9月27日付け鹿児島県公報第3250号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から16行目	昭和56年内閣告示第1号	平成22年内閣告示第2号
5	下から4行目	公報発行規則	鹿児島県公報発行規則
8	上から2行目	平成28年企業管理規程第1号	平成28年鹿児島県企業管理規程第1号